

令和6年度の「後期高齢者支援金」に係る減算対象保険者に該当しました



医療保険者は、75歳以上の医療費を支援するための「後期高齢者支援金」を国に拠出していますが、その額は年々増加し、財政を圧迫しております。この「後期高齢者支援金」は、特定健診・特定保健指導の実施率および予防・健康づくり等の実績などに応じて加算や減算される仕組みとなっております。

当組合は、**令和6年度における取組みが評価され**、全国約1,400の医療保険者のうち、229医療保険者のみが該当する**「後期高齢者支援金」の減算対象保険者に初めて該当しました。**

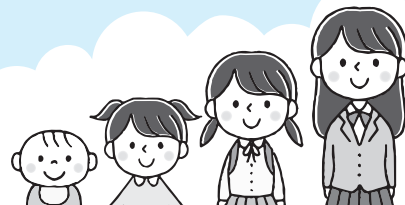
今後も加入者のみなさんの健康を守るため、より効果的な保健事業等を実施してまいりますので、みなさんにおかれましても、積極的に特定健康診査および特定保健指導を受診していただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年4月～

子ども・子育て支援金制度

この制度は、国が少子化対策として掲げる、こども未来戦略「加速化プラン」を実現するための財源を確保する制度です。

医療保険制度に加入している被保険者と事業主が費用を負担し、子どもや子育て世帯を社会全体で支えることを目的としています。



子ども・子育て支援金加算イメージ

共済組合は、子ども・子育て支援金の代行徴収機関を担います。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{令和8年4月分} \\ \hline \text{からの保険料} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{短期掛金} \\ \hline \text{(被保険者全員)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{介護掛金} \\ \hline \text{(40～64歳の介護保険第2号被保険者等)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{子ども・子育て支援掛金} \\ \hline \text{(被保険者全員)} \\ \hline \end{array}$$

※医療保険制度に加入しているすべての被保険者（任意継続組合員を含む）が対象となります。年齢や性別、子どもの有無、海外赴任等は関係ありません。ただし、産休中や育休中の掛金は免除されます。

子ども・子育て支援掛金の額について **標準報酬の月額 × 1.15%※ = 毎月の支援金額**

令和8年度は、標準報酬月額30万円なら月345円、50万円なら月575円になる見込みです。

支援金のおもな使いみち

児童手当の拡充

- 所得に関係なく支給
- 高校生の年代まで支給期間を延長
- 第3子以降は1人当たり3万円に増額
- 年6回（偶数月）に支給回数を増加

妊娠・出産時の支援給付

妊娠届出時に5万円が支給され、妊娠後期以降にも妊娠している子どもの人数×5万円が支給されます。
※原則10万円相当の経済的支援が受けられます。

出生後休業支援給付

子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上育児休業を取得した場合、最大28日間、手取りの10割相当が支給されます。

育児時短就業給付

2歳未満の子を養育するために時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%が支給されます。



子ども家庭庁のホームページをご覧ください

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodatেশienkin>



【お問い合わせ】 子ども家庭庁コールセンター 0120-303-272（受付時間：平日9:00～18:00）